

Q 性犯罪被害 どう対応？

電車で帰宅中、後ろに立っていた男性からお尻を触られました。怖くて声も出なかったのですが、翌日も同じ被害に遭ったので、意を決して手をつかんで駅員に引き渡しました。男性は逮捕され、その弁護士から示談の申し入れがありました。どのように対応したらいいでしょうか。また、被害を受けてから電車に乗ろうとしても足が前に進まないことがあり、生活がままならず困っています。どこに相談したらいいでしょうか。

法律 相談室

痴漢は犯罪です。被害者は、加害者に対して損害賠償を求めることができず。また、加害者側は、損害を賠償して示談した方が刑事手続き上の処分が軽くなるため、資力があれば積極的に示談を申し入れてきます。

しかし、一口に示談といっても、賠償金を受け取

や、加害者の弁護士と話をすることによって不安を感じるのであれば、弁護士に相談してみることをおすすめします。県弁護士会では、初回30分無料の電話相談「犯罪被害者ホットライン」(043・227・843

3)を設置しています。被害者援助の研修を受けた弁護士に、当日または翌日 県内には、性犯罪・性暴

弁護士や専門機関へ

て許す場合や、賠償金を受け取るけれども許さないケースなど様々な形態があります。痴漢であれば、金銭の支払いに付随して、加害者が当該路線を使用しないことを約束する条項を定めることもあります。

示談の申し入れに適切に対応できるか不安な場合

に相談することができません。このほか、一定の資力要件がありますが、加害者側との交渉を弁護士に依頼する際に弁護士費用の援助を受けられる制度もあります。性犯罪に限らず、犯罪により、相談を随時受け付けています。(回答〓東耕三弁護士)

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」